

経 済 産 業 省

20221219 貿局第1号
輸出注意事項2022第31号
経済産業省貿易経済協力局

「放射性廃棄物の輸出承認について」を次のとおり制定し、令和5年1月11日から施行する。

令和4年12月26日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

放射性廃棄物の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の21の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）によるほか、令和5年1月11日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

輸出貿易管理令別表第2の21の項の中欄に掲げる貨物であって、「輸出貿易管理令別表第2の21の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物」（平成15年経済産業省告示第381号）とする。

3 申請者の資格

「放射性廃棄物の輸出確認証の交付要領」（令和４年１２月２６日付け２０２２
１２１９資庁第４号）に定めるところにより、放射性廃棄物の輸出確認証（以下「確
認証」という。）の交付を受けた者

４ 輸出承認の申請

（１）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書２通を経済産業省貿易経
済協力局貿易管理部貿易審査課に提出するものとする。

（２）輸出承認申請の際の添付書類

- ① 放射性廃棄物輸出承認申請理由書（別紙様式）（注） １通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し １通
- ③ 確認証の写し １通
- ④ その他、経済産業大臣が必要と認める場合は、当該書類

（注）申請理由書には、当該貨物が輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の
中欄に掲げる貨物に該当しない場合は、その旨を記載すること。なお、当該貨物
が輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物に該当し、
既に輸出の許可を取得している場合は、その旨を記載すること。

５ 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記４に従って行われたものであることを確認の上、
次の要件に該当する場合に限り、行うものとする。

- （１）使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（以下「条約」とい
う。）の締約国以外の国又は地域への輸出でないこと。
- （２）南緯６０度以南の地域における貯蔵又は処分のための輸出でないこと。
- （３）当該廃棄物の輸出について、輸出の相手国から書面による同意を得ていること
（条約等に基づく同意が必要な場合に限る）。
- （４）当該廃棄物が、相手国において再生利用されることが確実であること等が認め
られること。

６ その他

- （１）条約の締約国は、「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令に係る条約等の締約国
等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事
項２０２１第４号）を確認のこと。
- （２）輸出される貨物が輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げ
る貨物に該当する場合は、輸出承認と同時に、外国為替及び外国貿易法（昭和２
４年法律第２２８号）第４８条第１項の規定に基づく輸出の許可を取得する必要
がある。

(別紙様式)

放射性廃棄物輸出承認申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

1. 放射性廃棄物の輸出確認証の文書番号
2. 仕向地
3. 条約の締約国又は非締約国の別
4. 輸入者（買主・荷受人）の概要（名称、住所等）
5. 需要者の概要（名称、住所、事業概要、貨物の使用場所の名称及び住所等）
6. 輸出貨物の概要（商品名、数量、価額等）及び最終用途
7. 輸出を行う理由

8. 輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物の該非及び
許可等の要否の説明

※該当する場合は、「許可・承認申請書」により申請が必要。

9. その他